

# 建設水道常任委員会

平成17年12月12日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎飯高 昭二	○中川 靖広	浅井 正八
小野 隆雄	吉川 勝義	中西議長

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 長 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	藤本 宗司	建 設 課 長	堤 和雄
同 課 長 補 佐	加藤 保幸	観 光 産 業 課 長	今西 弘至
同 課 長 補 佐	川端 伸和	同 課 長 補 佐	角井 敏文
都市整備課長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	西田 哲也
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上下水道部長	池田 善紀	上 水 道 課 長	水田 美文
同 課 長 補 佐	井上 究	下 水 道 課 長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	上田 俊雄		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
署名委員 小野委員、吉川委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。  
それでは、本日の会議を開きます。  
初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、小野委員、吉川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

委員長 本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。  
初めに、本会議からの付託議案についてであります。  
（1）議案第66号、斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。  
今西観光産業課長。

観光産業課長 それでは、議案第66号、斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。  
まず初めに議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

観光産業課長 それでは要旨の朗読をもって説明とさせていただきます。

（ 要旨朗読 ）

観光産業課長 変更内容につきまして、第2条の2で指定管理者による管理、同じく第2条の3で指定管理者の業務、第2条の4で指定管理者の指定、第2条の5で指定管理者が行なう管理の基準、第2条の6で事業報告書の作成及び提出について、この5条を追加いたしております。

11条につきましては、管理委託について削除いたしております。

以上でございます。簡単でございますが、斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議賜り、原案どおりご承認賜りますよう、お願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 ちょっと朝が早いので、何を言い出すか、分かりませんが、私の一般質問の続きとさせていただいても結構だと思いますが、今、付託されている、この議案については別段、どうのこうのないんです。この指定管理者制度というのは民間事業者等の経営ノウハウを活用しながら、適正な施設管理を確保するという、大前提がありますねけど、それについて、私は一般質問でも観光駐車場の、今委託管理されている観光協会に対してのいろいろな苦言というんですか、組織そのものへの疑問点を話させていただいたと思うんですが、この条例を改正されて3月に、そこと現委託団体のまま指定管理者制度に移行したいというのは、これは私の一般質問に対する回答なんですが、その時も申し上げたとおり、表現は妥当ではないかも分かりませんが、あの組織としてはおぼつかない、ということをおし上げておるんですが、そのことについてもう一度、率直にお答え願いたいと思います。

都市建設部長 委員のご指摘のあるように、民間事業者等の経営ノウハウを活用しながら適正に施設管理を確保するというところでございます。

そうした中で、現委託団体のまま指定管理者制度に移行をしたいと、このように考えているわけですが、資料の現観光協会が平成

7年、現駐車場、平成8年、iセンター管理運営を行なってきてもらってます。そうした中で、その管理についてのノウハウについて十分熟知をしていただいているということの中で、現委託団体としてそのまま指定管理者制度に移行したいと、このように考えているところでございます。

小野委員 どういう駐車場の管理をされてたかということは、どれくらい掴んでおられるのか、疑問なんです。私の質問の中にも、駐車場管理を委託している観光協会からシルバー人材センターへまた委託されたようなこともあって、そのシルバー人材センターから派遣されている職員というんですか、その直接担当してた人が、冬場、集計を取るのに電気も何もないとこでやってるんだということで、私に要望があったんです。そのこともこの前、ご披露したでしょ。その時になぜ観光協会が、iセンターを使わせないのやということも言うたんですよ。その時はね、私はね、完全にシルバー人材センターへ町から委託されてるから別のもんだという認識で、それで町当局へ、何とかしてもらわんとおかしいやんかということで、率直にやったんです。よう聞いたら、観光協会の責任者ですか、局長がそのiセンターを使わせてくれないというんですか、自分とこで委託しておきながら、集計、肝心のお金の集計を取るのに電気もないようなとこで、取れというような事をするような組織が駐車場管理をきちっとしてたかというのが疑問ですよ。そのことについてね、町は全然掴んでないんですよ。だから、もみじ祭りの件でもああいう状態になるんですよ。そのことについて、しっかりとまだやってもらいたいと思うんですが、それとね、私委員長にね、観光協会の会則を出してほしいということで、打ち合わせやったんですが、出てないですよ、どないなってるの。

委員長 部長、どないですか。この間、打合せの時に会則を出してほしいと。用意してあるんですか。

暫時休憩いたします。

(午前9時09分 休憩)

(午前9時11分 再開)

委員長 再開いたします。

小野委員 私はね、なぜこの会則をこの委員会に出しておいてほしいということ言うた。ええとね、中身を完全に精査してないんですが、まず一番気になるのが、11条の役員を選任という、会長は斑鳩町長をこれに充てると。斑鳩町長を会長に充てるということでね。ということはね、その下の方で、いろいろ問題もあるんですよ。だけどね、この11条の第1項ですね、会長は斑鳩町長をこれに充てる。そしたらね、先ほどの指定管理者制度では民間事業者等の経営ノウハウを活用しながらということ、それらはね、私は適当でないと思う。理事についてもいろいろ名簿見せていただきましたけど、なんかややこしい感じ、ややこしい感じといたら理事になっていただいているので、個人の会員というのと、法人というのがでてあるし、何かそこらがわけわからん。率直に申し上げて、指定管理者に指定するには、もっとしっかりと組織、そして会則なりを整理してもらわなければいけない。それと、この今の付託されている条例については、私は別段問題ないんですが、次に出される3月議会に、今のこの観光協会を指定管理者ですか、として制定されるについては、このままでは私は認めにくいと、そういうことを申し上げておきます。今のこの議案については。そして、同じ事を、その次の分についても、斑鳩町観光協会について、もう少しきちっと指導してもらわなければ、先へ進んでいかれないんじゃないかなと、そのような意見を申し上げて、意見として。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第66号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第67号、斑鳩の里観光案内所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。今西観光産業課長。

観光産業課長 それでは、議案第67号、斑鳩の里観光案内所設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

まず初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

観光産業課長 それでは要旨の朗読をもって、説明とさせていただきます。

( 要旨朗読 )

観光産業課長 内容につきましては、第3条に開館の時間を追加しております。続きまして、第4条の2に指定管理者による管理、第4条の3に指定管理者の業務、第4条の4に指定管理者の指定、第4条の5に指定管理者が行う管理の基準、第4条の6で事業報告書の作成及び提出について追加いたしております。第7条、使用料金でございますが、「使用料金」に変わりました、「利用料金」に改めております。第7条の2で指定管理者の指定の取り消し等があった場合における利用料金の取

扱いをうたっております。第8条で次の各号に該当するときの前に、「指定管理者」を加えて、「使用料金」を「利用料金」に改めております。第9条中で「使用料」を「利用料金」に改め、「ただし」の次に、「指定管理者は」を加えております。第16条でございますが、管理の委託を削除いたしております。

簡単でございますが、以上が斑鳩の里観光案内所設置条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議賜り、原案どおりご承認賜りますよう、お願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 この条例について、直接異論はないわけなんですけど、指定管理者をいつ頃から置いてですね、これに対する町の考え方あるんだったら、お聞かせ願いたいと思います。

観光産業 今後、3月の議会に提出してまいりたいと思っております。

課長

吉川委員 せやから、今のところは指定管理者を町がするという事までは、全然考えてないということですか。これから考えていって、3月議会に出したいと、こういうことですか。

都市建設 先ほどの駐車場のところでも、言及させていただいたわけですが、部長 この次の3月議会の中で、今現在、委託をいたしております観光協会に対しまして、指定管理者ということで指定の手続きを組ませていただきたいと、このように考えております。

吉川委員 特に、この次の3月議会で言うべきかもわかりませんが、観光駐車場とiセンターとですね、観光案内所のあるところ、入っていくところが一緒に、駐車場と一緒にような形になってるんで、そこらの整理だけはきちっとしてですね、あこに居られる方に言葉も掛けないかん

しですね、ほんなら i センター行くのどうぞということになると思うんですけど、そこらのお互いの繋がりというんか、だけ、はっきりとさせていただくように、お願いしておきます。終わります。

委員長 他にございませんか。浅井委員。

浅井委員 指定管理者についてですねけど、これは、管理者に対しては年齢制限はございませんか。まあ、能力あれば80の方でも、90の方でも管理者としてできますか、ちょっとその辺、聞かせてください。

都市建設部長 今回のこの指定管理者制度については、個人法人問わず、経営ノウハウというものを参考に指定管理者としてさせていただくということなんですが、それについては、その企画等、提出していただきまして、それについて審査会に諮って、指定をさせてもらうということなんですが、i センター、駐車場については現在の段階では観光協会に指定管理者とさせていただくということで考えておりますので、今、特段、年齢制限云々ということについては、あくまでも経営のノウハウがどうであるか、ということになっていこうかと、このように思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第67号については当委員会とし



で満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第７１号、平成１７年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課長 それでは、議案第７１号、平成１７年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明させていただきます。

まず初めに議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

下水道課長 それでは補正予算書の事項別明細書の歳入よりご説明させていただきます。まず、６ページをお開きいただけますでしょうか。

第１款分担金及び負担金、第１項負担金、第１目下水道費負担金で２，５００万円増額、次に、第２款使用料及び手数料、第１項使用料、第１目下水道使用料で６７８万８，０００円増額。これは、当初、３００戸の接続を見込んでおりましたが、２５０戸の接続増が見込めることによりまして、増額の変更をするものでございます。

次に、第３款国庫補助金、第１項国庫補助金、第１目下水道事業費国庫補助金でございます。汚水処理施設整備交付金の追加を受けることによりまして、１億５，０００万円増額、第４款繰入金、第１項一般会計繰入金、第１目一般会計繰入金で１，８９１万１，０００円の減額、次に第６款諸収入、第１項雑入、第１目雑入でございますが、消費税の確定申告に伴います還付金の額の確定によりまして、８１５万７，０００円を減額いたします。

次に８ページをお開きいただけますでしょうか。第７款町債、第１項町債、第１目下水道事業債でございます。汚水処理施設整備交付金の追加を受けることによりまして、１億２，７００万円の減額をお願いするものでございます。

次に歳出でございます。９ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

まず、第1款公共下水道費、第1項公共下水道管理費、第1目下水道総務費でございます。人事院勧告及び人事異動に伴いまして、327万5,000円減額、次に第2目施設管理費でございます。歳入でもご説明いたしましたが、公共下水道接続戸数の増に伴いまして汚水流出量の増加により、県へ支払います流域下水道維持管理負担金で105万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に10ページをお開きいただけますでしょうか。第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、第1目管渠等新設改良費でございます。人事院勧告及び人事異動に伴いまして694万3,000円の増額、汚水処理施設整備交付金事業の追加に伴いまして、工事請負費で2,300万円の増額をお願いするものでございます。最後に、第3款公債費、第1項公債費、第2目利子でございます。当初、財源といたしまして特定財源を設定いたしておりましたが、下水道使用料等を財源とすることから財源振替を行うものでございます。

それでは1ページにお戻りください。朗読をもちまして、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

（ 予算書朗読 ）

下水道課長 以上簡単ではございますが、平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、何卒原案どおり、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 今、ちょっと課長の説明で、公共下水道接続件数の増加見込みに伴う流域下水道維持管理負担金増額ということで説明されて、町長の提出議案説明にも載ってますねけど、ということは、今年度は、件数は

かましませんので、一応予算として何件接続してもらえるとということで上げて、見込みより多かったということで、それで補正ということになるんだったら、逆に、次年度でも何件と見込んでされますわね。その上、年度途中で全然無理だということになったら、また、補正しなければいけないんですか、それはどうなるんですか。

下水道課長　まず、大体の見込みで戸数設定をして、汚水量を算出いたします。そういったことから、大体の予算を見た中で、歳入歳出見極めた中で、大幅に誤差が発生するようであれば、補正させていただくことになるかと思えます。

小野委員　大幅に見込みより接続していただいたと、また他のところへ報告していただいていると思えますので、そのように理解してよろしいですか。

下水道課長　そのように、ご理解していただいて結構かと思えます。  
委員長　他に。吉川委員。

吉川委員　関連するんですけれども、11月下旬で450件の加入の申込というのか、あったと思うんですけれども、このように説明受けたと思うんですが、この前の委員会で約4ヘクタール供用開始をプラスというんですか、やって合計89ヘクタールになったと、いうことになっていると思うんですが、この増えた分です、先ほど説明のあった、250件全部がこれではないと思うんですけれども、当初見込んでたんが300件で250件の増を、約、倍ほどの、皆さんの努力で加入していただけると、これは有り難いことだと思うんですけれども、4ヘクタール、プラスして89ヘクタールになったわけですが、平成17年度、まだ3月あるわけなんですけれども、まだ供用開始を行える区間が、予定というんか、区域というんですか、あるんなら聞かせて

いただくのと、その中でどのくらいの増が見込まれるんか、もし考え方があるんなら、お聞かせ願いたい。

もう1点ですね、水質改善下水道事業補助金、これは減になるわけです。その代わりに、汚水処理施設整備交付金が新しく創設されたというのか、これに替わる補助金制度ができたとして、こう、私なりに解釈しているんですが、1億5,000万も増えて、有り難いことなんですが、水質改善下水道事業と汚水処理施設との違い、分かってあつたら、ちょっと簡単で結構ですので、お聞かせ願いたいと思います。

以上2点、お願いします。

下水道課 長 まず第1点目でございます。平成17年度の整備完了予定といたしましては、12ヘクタールの完了をする予定でございます。そうしたことから、今、4ヘクタール追加したところでございますが、出来る限り12ヘクタールを整備が終わる区域まで供用開始を進めていきたいという考えでおりますので、よろしく願いいたします。

そして、水質改善下水道整備事業と交付金事業の違いでございますが、水質改善と申しますと、従来の国庫補助事業、国土交通省からいただいております国庫補助事業と考えていただいております。交付金といいますと、地域再生整備事業といいまして、この夏に認定いただきましたが、それらについての他の事業と、まず斑鳩町ですと合併浄化槽整備事業というのがございます。そうした事業と兼ねて整備する区域を設定した上で、そういうふうな所について、自由に国庫補助金、交付金として扱いますけれど、額を利用していただけるというような制度を認定いただいたということでございます。そういった違いがございまして。

吉川委員 先ほど12ヘクタールとおっしゃったのは、この中に4ヘクタールは入っているということですね。

下水道課 そのとおりでございます。

長

吉川委員

先ほど、250の見込んでいただいているんですが、この4ヘクタールは12月1日で供用開始してもうてますんで、残8ヘクタールの勘定になると思うんですけども、250はこの8ヘクタールの中も含んでいるということで理解したらいいわけですね。

下水道課

そのように理解していただいて結構です。

長

委員長

他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第71号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第73号、平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。水田上水道課長。

上水道課

それでは議案第73号、平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

長

まず議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

上水道課長 それでは予算書の3ページをお願いいたします。内容につきましては前回の委員会でご説明しております内容には変更なく、水道事業費用といたしまして、人事院勧告に伴います給与改定及び人事異動等により、人件費で682万8,000円の減額をお願いするものでございます。内訳といたしまして、第1目原水及び浄水費で1万7,000円の減額、第2目配水及び給水費で619万7,000円の減額、第4目総係費で61万4,000円の減額であります。

それでは1ページ目をお願いします。朗読をもちまして説明とさせていただきます。

( 予算書朗読 )

上水道課長 以上簡単ですが、ご説明とさせていただきます、ご審査の上、原案どおりご承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

中川委員 給与費で649万2,000円減額ということで、説明いただいています。一人というか、平均したらどれぐらいの減になりますねやろ。

上下水道部長 今回の補正につきましては、人事異動がございました。7月1日付けで1名減になっておりますので、課長補佐が。その分が大半でございます。人事院勧告の分については、しれた金額になっておると理解していただいたらいいと思いますので、よろしく申し上げます。

中川委員 一人補佐が減った分の減やと。そのしれたと、なんぼぐらいですの。

上下水道部長 勝眞補佐が実際、一人なくなりましたので、その分が大半でここに入っております。大半がこの分です。それ以外の人事異動の分。後でご説明申し上げます。

委員長 よろしくお願いいたします。他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第73号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)認定第9号、町道認定についてを議題と致します。  
理事者の説明を求めます。堤建設課長。

建設課長 町道認定についてであります。議案の朗読をいたします。

( 議案書朗読 )

建設課長 次のページをご覧ください。

( 「認定に附すべき路線」朗読 )

建設課長 以上が、認定に附すべき路線の6路線であります。また、前回の委員会でご指摘いただきました整理番号5番、6番の位置が確認がし難いということでありましたので、別紙参考資料として添付しております資料の5番、6番につきまして、それぞれの先線につきまして太枠で書かさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。ご審査の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上簡単であります、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 課長最後に説明していただいた、実は前回の委員会で私が提案させていただいた、この566号と567号については、同一の開発での帰属を受けた土地だったかなと思うんですが、それで間違いないですかね。

建設課長 同一の開発区域内でございます。

小野委員 ということは、同じ開発の中で道路として一体化した土地であって、前回も少し疑問を持った、なぜ2つに分けるんだということの話なんです、例えば、それは2筆になっとんのか、町が帰属を受けて所有権移転された分については、2筆になっとんのか、1筆になっとんのか、それはどうなんですか。

建設課長 筆数的には、確認させていただきたいと思います。

小野委員 前回私言ったんわね、それを一緒につけてほしいと言った。でないと、こんなん、前回時から点線で書いてあって、ちょっと見難いというようなことで、私は質問したんじゃないんですよ。といいますのは、例えば、1筆やったらね、その土地が町道何号線やから、一つでいいんちゃうかな。あの時はT字型になってるのが、いつも2つにやりますとかね、疑問はあったんですよ。この議案の中での2枚目、これは議案書ですね。ここには道路法上、整備番号入れよとか、路線名を入れよとか、起点終点を書け、こないなっとるんですね。だから、こういう具合にさせていただいている。今回の場合でも、例えば、整理番号2番のものについては、1170番1が起点で1170番3が終点やと。他のは何番地先と書かれてます。これは私は思うのは、町道認



定する時の、隣接している隣地の地番をここへ起点、終点書くという  
ような書き方やと。そしたらここで、285号については先ではなく  
て、そのものずばりなのか、これも同じ親番ですから、私は造成地の中  
かなと思ってらるんですが、そういう書類つけてもらわんなら、私が  
前回に、こういうだし方でええのかということ、言うてた意味が掴ん  
でもうてないんですよ。何も2つ路線、しかも、566と567と一  
つの土地で、町の土地で、途中から分筆もできてないのに、566と  
567の町道ですねというのが、不自然ですやろ。その点を私は指摘  
をして説明をつけてくれと言うてただけで、こうして出されてるから  
しょうがないけど、全然進歩ないんですよ。そこらもっとちょっと、  
しっかり考えてください。以前、町道認定の整理番号の書き方につい  
ては、今の藤本部長が課長のときに、大分、青なったり、赤なったり  
してやりあったんやけどね、それが全然生かされてないんですよ。今、  
それを言い出したら、地番分からない、分かれているところ、分から  
ない。そんなんでね、出してこられたら、どうするんですか。もうち  
よっとしっかりした、これからの考え方も、その時その時通ればいい  
というような出し方では困ると思います。こんなん、整理できない。  
なんぼでもあちこちに番号あってね。それ、認定していく番号で、通  
し番号してんのかね、以前はね、どの地域は頭が何番やとか、直ぐ分  
かったんですよ。何号線と言われて、直ぐ見つけられたんです。今、  
認定してくる順番にしてんのか、地域で大体頭を決めてるんかなとも  
思うんやし。この路線名を振っていくのにはどんな基準ちゅうか、ど  
んなあれを持ってるんですか。

建設課長 路線名に対する基準ですが、以前、昭和60年当時、町道認定の整  
理をさせていただいたときに、大きく斑鳩町では5箇所の路線を区分  
させていただきました。まず、1点目としては法隆寺ですが、法隆寺  
のお寺の関係から、それと国道を竜田川を含めて、その部分につい  
ては整理番号100番という形で整理させていただいてます。200番  
代につきましては、法隆寺の門前から国道25号線までの区域の北部

について200番代という形で整理させていただいています。300番代につきましては、県道大和高田斑鳩線におきまして、これも25号線から南側と県道大和高田斑鳩線の東側につきまして300番代という形で整理させていただいています。400番代につきましては、国道25号線から県道大和高田斑鳩線から西側から竜田川の区域の間につきまして、400番代という形で整理させていただいています。500番代につきましては、竜田川の西側の区域につきまして、500番代という形で道路の路線名の表示をさせていただいているという状況でございます。

小野委員 4桁の路線もあると思うけど、それはどういう時付けてるんですか。

建設課長 4桁の分につきましては、それぞれの親番が、仮に400番代でしたら、400番代の上に4000という形で整理番号をさせていただいているという形です。

小野委員 先ほどのことなんですが、T字型の場合は同時にやる場合でも、そして同じ地番であっても番号を変えたという、その事実はあるんですかね。それについて、違和感がないんですかね。例えば、明示を受けるときに、一つの同じ土地なんですよ。町の土地。謄本付けんなあかんわけです。それ、2つに分けて出さんなあかん、合成が違たら。そんな、不便をね、なぜ今まで、そうしてすんのか、わざわざ細かい十何メートルとかね。もうちょっと工夫していかんなあかんのちゃうかなと思うけど。道路法上、そのように提出せいとなつとるんですかね。

(「委員長もうええは」との声)

小野委員 そのことについては、しっかりこれから考えてもらいたい。

それとね、課長はどういうあれでかなと思うんですけど、斑鳩町ではいろいろ私も含めて、議会からもあって、町道認定を増やしてくれ

ということで、位置指定道路なり、開発の道路なり、わざわざすることもいらんし、いる道路については、いろいろ利用もあってもなかなかしないというようなことがあったので、そういう道路も住民のためにするべきやということで、毎回出していただいております。私はこちらへ来るようになってから、町道認定は3月の時しか出さないんやというて、はよ認定してほしいという要望があっても、なかなか出してもらえないと、で、議会としても住民の要望で早く認定したいという気持ちがあっても、この議案については執行側しか出されないとか、そういういろんな事があったので、協力してもらって、そういう位置指定道路なり、ある程度の条件が整ったら、出してもらおうということでね、それはその開発地なり、位置指定道路が造成されてから、道路ががたがたになって来たり、そういう時に、住民がいろいろ困っておられるという、その事からこれやってきたんですね。今はもう、直ぐに業者がきれいな舗装、もちろん、開発の検査も受けてる、町でも施工するようなきちとした強度を持った舗装道路、それを受けてもらってますから、別段、さしあたって町に対しては経費は掛からない。住民にとっても、別に問題ない。そういう形で、何年か先には、いろいろ舗装の修理とか、回ってきますけどね。だからそういう細かいのはたくさん出てきて、そういうような形で、何で分けてせんなんのかなという意味がね、未だ分からないんですよ。そのことについては、これからも研究してもらいたいなど、その事だけお願いしておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

吉川委員 間違ってるんなら間違っているとしてほしいんですが、前に小野委員から指摘を受けて、今この図面差し替えしてくれはったんかいな。分かり易いように。これ前と同じでんな。委員会に出たのと比べても。

( 資料内容の確認 )

吉川委員

それは分かったんですけど、もうちょっと分かり易いように、こんなん、今教えてもらって初めて、ああそうかなと思ったぐらいで、こんなん、ぱっと見たときには分かりません。黒う塗ったるだけや。色変えるとかでんな、気つきますか、これ。今後ひとつ考えていただきたいと思う。今認定してもらった分については、この前の委員会でも、底地でんな、全部町になってますなという質問をいたしまして、なってますということなんですけれども、町道認定についての町としての基本姿勢でんな、前にも私も議論したんで、ある程度は理解したわけなんですけれども、まだ、路線、買い上げも何もしてないのに、町道認定だけ、先、打つわけでんな。私、心配するのは、仮にその路線でどうしても協力してもらえない、協力してもらって道はできたんねけど、登記をしてもらえないという所があるわけでんな。それをなくすために、10年ももつとなると思うんですが、前から、専門家というんか、担当をひとり増やしてもらってですね、整理をしていただいていたと思うんですが、現在、町道認定している中でですね、実際に私有地がどのくらいあるのか、認定路線内で未だにまだ登記できてないのはどのくらいあるのか、一回、資料として次の委員会で結構ですので、出してもらいたい。今もやっていただいていたように、それを少なくするための努力をしていただいているのかどうか。その前に申し上げた、ちゃんと出来あがって、登記終わってから町道に認定するというわけにはいかないのかどうか。難しいところほど放ったらかしているというのは語弊あるんですが、努力はしていただいているねけども、なっていないところあるわけでんな。神南でも一つ例をとりますと、九州から北海道まで相続人がいてる。せやから出来ない。一生懸命、努力してくれたけど、担当の方はしていただいたけども、巻物みたいになってるわけや。これは不可能やと。私は弁護士と相談して何とかならんのかと、完全に町道認定はなっているし、しかし、底地は個人の底地が残っている。違うところを整理しようと思ったら、それをやってもら

わないとうちは協力できないと、こうおっしゃる。それがために、次の、今現在、理解していただいているところまで登記できないような状態もあるわけなんです。大変難しい問題だと思うんですが、いつもいうように、難しい問題ほど、整理し、また、努力してもらわないとそれが皆残っていくわけです。皆さんがずっと役場ある限りやあんねやったら、まだええねけどな、こな皆お互いに、わしらかて、いつ何時あれなるやわからへん。その中で、やはり一つでも多く、そういう所のないようにですね、私は最善の努力を私はしてもらいたいと思うんです。次の方が担当になったときに、きちつと言えるようにね。明示にいかはったら、もう役場行く前に、話合いでここやと決めてやる。役場の考え方とか、古い者がよく知っている、そこは何遍も通り、してるところはでんな、そのままに放っておかれるというような状態も起きてますんでね、確かに、今できてない所は難しい所ばかりやと思うんです。時間もかかると思いますしでんな、もうちょっとお金も掛かるかもわかりませんが、やはりちゃんとした整理を、是非とも私はやってもらいたいと思うんで、今言うて、今すぐに、資料をというても無理だと思いますんで、次の機会に結構ですので、委員長すいませんねけど、資料出していただけたらと思いますので、よろしく願いしておきます。

委員長 課長、どうですか。次の時期に資料提出ということで、よろしくお願ひします。

委員長 答弁よろしいですか。

(「結構です。」との声)

吉川委員 できるかできないか、いただけるんなら、一番有りがたい。

建設課長 町道の未登記の関係ですが、次回にそういった資料を提出したいと

思いますので、よろしくお願ひします。

委員長 他にございませんでしょうか。

浅井委員 今資料と言われましてけどね、町道認定の番号の区域別に、100番やったら竜田のどっちとかいうやつも、資料できたら、割振りの一緒に出してもらえへんかな。路線名の資料。

委員長 割振りの資料。

浅井委員 言葉で言うてもらいましたやろ、番号、ずっと、これやったら国道から北とか、また高田斑鳩西とか、それを図面で割振り書いてもうて、出していただいきたいと思います。

委員長 路線名を明記したやつですね。課長どうでしょうか、今の。

建設課長 次の委員会で資料を提出いたします。

委員長 よろしくお願ひいたします。他にございませんか。

小野委員 先ほど質問、触れかけて確認できなかつた。認定に附すべき路線ということでの表示の仕方、今回、整理番号1, 3, 4, 5, 6はみんな、何番地先ということで、2番だけが何番となつとんですよ。これについて、なぜこういう具合になるのかだけ。前回の時ね、5, 6についてね、開発されたあれでしたら、測量図面なり出してもらつたらね、もうちょっと分かり易いと思つたんですよ。今回も、これかてね、なぜ2番だけね、先が省略されているのか、省略してよかつたんかということ、ちょっと端的に。

建設課長 町道認定に附すべき路線の起終点の取扱いということですが、既存

の道路がありまして、これについてその番地が、それぞれが横一列の場合、これについては起終点については、何番から何番という形になってきます。ただし、同じ敷地内でも複数の筆数、または一つの筆数となりますと、やはりその先線がどこまでか、分かりにくいという形については、その隣接する敷地において起終点を付けるという形で、一定の決め方というんですか、そういう取扱いをさせていただいているという形でございます。

小野委員　私は逆の事を考えたんですね。例えば、道路があつてね、その、ちょうど、どっちか右左、地番があるはずですね。片っ方、海かなんかやったら知らんけどね。普通は両方にある。だから、どちらかを名乗るんだと思うんです。その時に、ぴちっと、地番の端から出発している路線については何番地からというように表示しているんだと思うんですが、ちょっとこれもね、もうちょっと整理せな、あのちょっと今の課長の説明ではね、ちぐはぐやし、分からない。きちっと分かっているあれが、こうして、なぜこうして、先を付けてるんか、付けてないのか、もうちょっと明確にね、資料出してもらわんと、困ると思う。どうですかね。

建設課長　起終点の位置づけなんですからけれども、例として、我々、いろんな例を持っていますので、次回にそういった例も併せて、提出をさせていただきたいと。

小野委員　ちょっとね、絡むようやけどね、そんなね、ちぐはぐな、答弁の仕方、困ると思う。この議案ですよ、これ。議案をね、やはり課でいろいろ議論して、出してきたるんではよ。以前あったんですよ。地番違うので。それで修正出したんですよ。議会もね、分からなかったからね、その所在がちょっと、ちぐはぐなことね、あったんですよ。課長、覚えてはるかかどうか知らんけど。難儀したんですよ。一旦、議会が議決している路線やから、変更とか、いろんな形出してきたんですよ。

よ。簡単に済まないんですよ。だから、これもね、なぜ整理番号2番だけは先というのを書かなくてよかったと、それで議会へ提出してもよかったというのはね、何か理由がはっきり分かってるはずでしょ。今みたいな、そんな、起点終点をね、決め方をこちら持ってるんですが、持ってるんでしたら、きちっとしたもつと素人に分かるようにね、説明できるはずですよ。担当のものに、そしたら、聞いたらよろしい。課長が、全体のあれを持ってるんだったら。この議案として、こういう起点終点を書いてくんのに、ただ、先を書かなくてもええ、これは先を書かなくてはいけない、というきちっとした決まりあるはずですよ。次に示す言うて、そんなんこれ、継続するんですか。はっきり分からない、これ、漏れ落ちたんねやったら、漏れ落ちたるようにせなあかんし、その点はっきり言ってください。

建設課長 今、ご指摘いただいている、特に、先の付け方と付いていない場合の関係なんですが、特に道路の認定する区域の番地の先なんですが、本来は道路区域内で番地を作るという形なんですが、ただし、その区域が起終点が明らかにできない場合があります。例えば、同一敷地内に、1筆という形については先が明確にならないという形のものがありますので、そういった場合には先を付けていくという形があります。もう一方、起終点の先の関係につきましても、複数の道路の筆数が出てくる場合があります。これについては、複数になりますと、そういった場合には起点の方の番地の道路地番されてる分についての先から、それから先線の道路地番という形でできております。そうした関係で、特に2番の区域については、同一番地があつて、その中で複数があるという形ですので、これについては道路の部分の中で先線として、表示としては、起点については1番という形で表示させてます。その以後については3番という形で表示されているという形です。ただし、それ以外の形のものにつきましても、それぞれの番地が道路表示の中で、一つの番地という形で設定された場合には、その先線が分からない。同一番地という形になりますので、そういった場合には隣接する



番地の路線の、隣接する起終点の始まりの番地。終点につきましても、隣接する番地の終わりという形での関係で、そういった起終点の決め方をさせていただいているという形のものです。

小野委員 今の説明、分かりますか。僕は分からないからね。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時34分 再開)

委員長 再開いたします。

小野委員 起点終点の取り方というの、図面で説明してもらったの、分かります。分かりますが、ということは、先という、整理番号1については、これは普通の、普通のというんですか、何筆もあるもんですから、こういう書き方。残りの2、3、4、5、6というのが、一応、位置指定道路とか、開発での道路ということで、こういう形が取れるということで解釈させていただきます。そうした中で、3、4については、この整理の仕方而言えば、町が移管を受けているというんですか、所有権を持っているのは1筆で、例の3-1ということで、先という具合に表示されているか、もしくは例の2の、これは位置指定、いや専通という言葉が妥当なんかな、何かおかしい分筆、こういう分筆はあんまり見ないんですが、あるということで、そのように解釈させていただきました。そしたら、先を付けてるか、付けてないかによって、違うんだということで。まあ、これがどういう道路法上の問題なのか、いろんなどこで、お聞きになって整理されたんか、それは今、議論はしませんが、そしたら、当初にね、私がT字型になっている分について、なぜ二つにしてんのかということで、今、地積測量図でコピーいただきました。この地積測量図を見れば、また、疑問が出てきたんで

すね。これだったら、何も一つの路線で、1筆ですから、1219番1ということで出せばでることであって、この測量図を見る限り、5と6との、それこそ起点のところが分からないですよ。この起点では両方とも1219番10先ですが、例えばその、隅切りがどっちになんのか、道路やから、いやそんなん決まってる、隅切りの部分はどっちですかね、12で表示したるとこなんか、いや11、隅切りは11で表示したる分やというように、分かんのか。だからなおさら、二つに分けていったという意味がね、これでは理解できないですので、そこらもう一度、きちっと整理してもうとく方がいいのかなと思うんですが、どうなんですかね。

建設課長 5番、6番の町道認定についてなんですが、今、ご指摘いただいているように、この路線については一つの路線として認定できないかということなんですが、地積測量図の資料を見ていただきますと、本来、起点というのは下から来ておるんですが、これで見ますと、終点というのが、2筆に分かれるという形がございます。一つは真っ直ぐ上へ上がっている部分、北へ抜けている部分と、それと右の方へ折れている部分があります。ですから、2筆分の終点が二つになってこようというふうに思いますので、ですから、起終点については、L形であれば、この起終点については、同一の先線で明示もできるんですが、こういったT字形の開発等によって路線の認定をする場合については、南北線、まず帰属されている町道からの南北線について一つの路線という形で、次にそうしたら、もう一方の終点としては右行き車線の終点という形で位置づけをさせていただいて、でないと、なかなか起点は1点であっても、終点が2筆になるということがありますので、そういった関係で、こういった路線の分については区分をさせていただいたという状況でございます。

小野委員 聞けば聞くほどね、今まで出してこられてる決め方というのが、その時、その時の出し方のように思えてしょうがないです。やはり、認

定を出すからには一つの基本線があり、このT字形のように、やはりどう言うんですかね、これにはきちっと合わない書き方の場合には、どういう具合にするんだということを、やっぱり議論して出してもうとかんとおかしなね、何か、路線の付け方になってくると思うんですよ。もう少しね、しっかりと分かるような、例えば、何号線と看板上げる時、隅切りのとこ、どっち書くんやと、そういう事になってくると思うんやけど、もう少し、整理ということですから、ちゃんとしてもらわな、困ると思うけどね。それからね、起点終点の取り方というのは、以前に議会でも相談されたもんだと思うんですが、見せていただいて、これは一応、こういう形でということで、説明も受けたと思う。これについても、どのような説明というかね、先という言葉が使い方について、これでいいのかなというのが、もう一度研究してからね、話させてもらいたいなと思うねけどね、11年に説明して、議会の方に出しているということらしいねけど、私もこんなん、記憶があります。無いということはいませんが、その時にどんな議論したのかなということも踏まえて。もうこれ以上、どうも言うこともできないし、一応、今回このままでということで、提案は止めときます。

委員長 理事者の方で、そのことについてありますか。

委員長 他に。

小野委員 以前から町道認定について、いろいろ提案もさせてもらったり、質問もしてましたけど、17年から里道が法定外公共物で移譲になりました。町へね。以前から、里道町道というんですか、それで認定してある町道あったし、今新たに里道で個人で拡幅してあるところが、生活道路でありますけども、今まではそれを寄附なり、いろんな分筆作業、先ほど吉川委員がおっしゃってましたけども、それがなかったら出されないんだということで、いろいろ苦勞もしてましたけど、里道だけで、里道を町の所有の道路ということで、どのような管理をやってい

くのが正しいのか、それとか、管理していくのに里道は移譲受けただけ、町道認定を出してないから、同じような扱いでやっていかなあかんねと、そういう事になってくのかね、新たに町道認定出すまで、やっぱり、里道は里道だという扱いで、これからも進んでいかれるのか、これは認定について、どのような考え方をしておられるのか、新たに認定する必要ないとされているのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

建設課長 法定外公共物の関係で、財産管理と機能管理という形で、ご指摘をいただいておりますが、この4月から町に譲与を受けまして、町で財産管理をしていく。今までは国の財産管理であったものが、町で管理していくという形になっております。それと合わせて、認定の関係になってくるんですが、今までの管理としては、各地域ごとに里道、農家組合なりですね、国水においては水利組合が管理されて、それぞれが改修されてきた経緯がございます。その後、町が管理する中では財産区としては我々も管理していくんですが、ただ、譲与を受けた中で、今まで国もそうだったんですが、その位置付けをしようとした場合に、そういった資料がないところもございます。というのが、以前にその付近で明示されておれば、幅員という形のものについては。

小野委員 すいません。私今、聞いているのは、町道認定についての議案ですから、別に横へ広がっていてもらわんでも結構です。それは他の時に議論しますから、移譲を受けた里道は今後、認定を出す必要があると考えておられるのか、いやもうそれは無いんやと、それだけ答えてください。

建設課長 里道の認定について、町道認定するのかどうかですが、今の現時点は町道認定はしないでそのまま里道、今までと同じ形で里道扱いという形で管理をしていきたいと考えております。

小野委員 それはどういう理由で認定をしていかないんですか。今までやったらね、国有財産であっても、国からの管理委託なのか、管理者というのか、受任者。国有財産の受任者ということで、町長に権限を移譲だけしていただいて、町道認定という形を、認定道路、里道町道というやつですね。そういうので区別されて管理されてたと思うんです。そして、里道全体が町の方へ権利が移譲された。そしたら、当然、それは町道として認めていくねやったら、改めて町道認定を出すべきじゃないのかなと。じゃなくても、里道のままだでも同じ町のものだということ公示されるんだから、問題ないんだと、そういうことから、認定を出さないで置くというふうにされているのか、そん点、ちょっと考え方、お聞かせねがいたいと思います。

建設課長 里道の路線については、法務局の公図、また古図なりを利用して、その場所の路線的な把握はしておるんですが、特にその区域内については、まだまだそういった資料もないということもありますし、部分的には既明示もありますが、そういった関係上、今の段階で認定をするということについては、担当としてはそこまで資料的にもないということがありますので、認定というところまでいってないという状況でございます。

小野委員 そしたら聞き方変えますけど、今まで町道認定を増やしてほしいというようなことの中に、ひとつは、先ほどちょっと触れましたけど、住民の生活の利便性を図るために町道として認定してもらって、舗装なんか、補修とか、使い勝手のいいようにということをお願いしてた経緯があるんですよ。その中で、財政的なこともあるということも、私も分かっていますので、増やしていくことと、それから住民サービスに関してのいろいろな形がでます。今までは交付税算定の中へ町道が、専門的なことは分かりませんが、そういう具合にしてプラスになるんだと、そういうことも話しながら、やってきたんです。里道でもそういう具合にしていけば、またそういう形でなるのか、地方分権の一環

としての移譲ですから、そういう甘いものではないという事も分かりますが、そういうことも踏まえて、里道町道で、ここは町道ですよというても、住民分からない人もいますし、なかなか難しいところもあるでしょ。全くの認定してなかったら里道、これは里道ですよ。今まででしたら国有財産ですから、どうもできないですよ。地元でお願いしますよ、農家組合お願いしますよ、そういう維持管理についてお願いしますよというように町としては説明できたんです。だけど、今、17年からは里道も町の財産です。ということになるのでね、そこらをきちっと区別できるようなことも考えて、これからやっていくのか、そんな曖昧でいいんだというんやったら、それでよろしいし、認定ということについて、もう少し、どのような考え方をされているのか、ちょっと教えてもらいたいなど、このままで行くんだという理由がちょっと見えてこないんです。その点はまだ、先の事やねということなのか、今、17年に受けるまでの、里道として受けた場合はそのまま里道として扱いでずっとやってるんだと、されるのか、その点簡単に教えてください。

都市建設 里道に対する町道認定の考え方ですが、以前から他市町村では里道部長 そのもの全部を町道、市道認定しているところもございました。そうした中で、今里道そのものが供用されている状況になっておりまして、先に建設課長の方から、その区域等、まだ明確に捉えていないというような状況の中で認定行為をしていくことについては、少し難しい面もでてくると。その辺の状況も把握できるという状況になれば、当然、認定を掛けて、管理物ですので、認定をして管理をしていくということになっていこうと思いますが、今の状況では少し、供用状態にあるなかでの認定は少し難しいという状況と、このように思っております。

小野委員 すいません、あっちこっち行っているように皆さん思われるか、分かりませんが、今のこの提案されている中の整理番号5と6に戻るんですが、地積測量図では西側に里道があるんですね。だから、現状

はどうか知りませんが、これはもう里道として移譲を受けられた分だと、認定道路じゃないです。だから、この今の開発の部分だけを町道として認めるのか、それに沿うてる里道、なんぼか分かりませんがね、これでは、それも含めての認定なのかということをおは最終的に聞きたい。

建設課長 整理番号5番についての、隣接する里道についての認定するのか、しないのか、含めてするのか、しないのか、ということなんです、この里道につきましても、今、議員がご指摘のように、町が財産として持っている関係がありますので、これも含めて認定をしているという状況でございます。

小野委員 そしたら、起点終点は、この里道の対側の地番を名乗れば、もう少し、はっきりした、これができたんじゃないかなということですが、今更、それを変更してこいということは言えないと思いますので、よろしいですけどね。だから、前回のときに、もうちょっと分かりやすい資料つけてほしいとかね、言うたんですよ。点線をね、実線に変えてくれと、そんなことでおは言うたんと違うんですよ。だから測量図でもなんかでも付けてくれたらいいと、確かおは言うたと思うんですよ。その点をしっかりとね、何のために事前に提出議案を、委員会を開いているかということもね、しっかりと認識してください。それは、もう、今更どうもできないので、言いませんが、それで終わるときです。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって認定第9号については当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

委員長 次に、継続審査について審査することと致します。

(1) 公共下水道事業に関することについてを議題と致します。  
理事者の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課長 それでは、継続審査であります公共下水道に関することについてご報告いたします。

まず、本年発注いたしております公共下水道工事の進捗の状況及び、公共下水道の利用状況でございますが、事前委員会でご報告させていただきました状況から大きな変化はございません。しかしながら、順調に進捗しておる状況でございます。

次に、お手元に配布いたしております、資料1をご覧くださいませでしょうか。

平成18年度に整備を予定いたしております区域をお示しさせていただきました。

まず、図面の概要についてご説明させていただきます。

黄色で着色している区域でございますが、平成17年度末に整備の完了ができる区域で、約109ヘクタールが完了できる予定でございます。

次に、平成18年度に整備の予定をいたしております区域でございますが、図中の緑色の路線が幹線管渠の整備を予定しております路線でございます。稲葉西1丁目地内、岩瀬橋西側から竜田川右岸を北に向け、龍田西2丁目まで約1キロメートル、それと、同じく、岩瀬橋西側、稲葉西1丁目から竜田川右岸を南に向け、神南3丁目地内までの区間で、約500メートルの施工を予定いたしております。



なお、龍田2丁目から龍田4丁目までの路線につきましては、平成17年度から平成18年度にかけ継続して施工いたしております龍田北污水幹線2工区でございます。幹線管渠につきましてはこれを含めまして、合計約2,400メートル施工する予定でございます。

次に、面整備でございますが、図中のピンク色の区域が下水道の面整備を予定しておる区域でございます。興留9丁目、JR法隆寺駅南側区域、服部1丁目、五百井1丁目地内、興留1丁目、法隆寺南1丁目、小吉田1丁目、それぞれ地内で約17ヘクタールの整備を予定しております。

平成18年度におきましても、公共下水道の整備区域を拡大するとともに、公共下水道の利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

小野委員 今頃何を言うとんねと言われそうやけど、この事業認可区域というのは、もの凄く、囲ってもらってんねけど、分かりづらいんです。実は昨日、龍田第1地区の自治会連合会の忘年会があって、その他のところで、水道の方をお願いしようと思っと思ったんですが、3-3という自治会があるんですが、そこの会長さんが、下水、私のとこどのへん、いつ頃やとか、遅なるらしいなとか、遠いところからやっているらしいなとか、いろんな話されと思ったんですが、あの方の場所が、これ、ちょうど法隆寺線とバイパスとの交点の辺りだと思うんです。この地域は囲てあるけど、認可区域に入って、抜けてるんですかね、どっちなんですか。

下水道課長 若干、説明の補足をさせていただきます。まず、青色の一点鎖線でございます。これにつきましては事業認可区域でございます。そして、

赤色の実線が都市計画決定区域でございますので、今おっしゃっております法隆寺線とパークウェイとの交点になりますと龍田南3丁目と小吉田エリアの境目になりますと計画決定区域には含まれておりますが、事業認可区域には入っておらないというような形でご理解いただきたいと思っております。

小野委員 あゆみの家から東へ行ったところなんです。法隆寺線に接するとこの方なんです、法隆寺線に隣接するというんか。名前出してきて申し訳ないけど、自治会長もしておられますから、シンジョウさんと方のところなんです、それは事業認可区域からは、これ見たらないんですね。だから、275の中に入っていないということは22年以降だという解釈でよろしいんですか。

下水道課長 今、ご指摘いただいている場所につきましては平成22年以降の拡大区域に含まれる区域だということで、ご理解いただけますでしょうか。

小野委員 全くね、最終、22年というのは、みんな、ご存知なんです、それ以降だということですか、説明、まだ全然未定だということで説明せないかんということですね。まあ、これをね、拡大されたときの議論というのが、分からなかったから、法西町についても、除かれてるということなんです、これはまあ、その当時、課長はずっと下水道課ができてから頑張ってもうてますねけど、これらは抜いていかなければいけなかったのか、これは今議論することじゃないと思いますが、その地域の方にもいろいろ説明をしていかなければいけないのかなと思うんですが、その点、例えば、出前とかで、そういう話は、自治会とかないんですかね。

下水道課長 エリアにつきましては、こういった形で、事業認可、面積要件、財政計画等の総合的な判断でエリアを決めていったということござい

ます。そういった中でも、今、委員がご指摘いただきました行政出前講座等につきましては、十分活用させていただいて、説明はすべきものだという認識は持っております。また、個々に問合せ等、多々ある中で、やはりそういった出前講座等もありますのでというような話もさせていただいて、PRも兼ねてやっているというのも事実でございますので、ご理解いただきたいと思います。

小野委員 私も勉強不足で、認識不足でしたので、是非ともまた、住民の皆さんに、ずっと市街地というんですかね、これはもう、エリアですから、同じように計画があると皆さん思っておられることも多いと思いますので、齟齬のないようにちょっとお願いしておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

吉川委員 小野委員の質問にちょっと関連するかも分かりませんが、私もいつも委員会に属しながら、今更何を言うんやということになるかも分かりませんが、神南のところをひとつ例にとってみても、なぜ、国道まで4丁目、5丁目、入れられなかったのか、またこのジャスコ周辺の商売屋がたくさんあるところですね。今、竜田川へ、浄化槽がちゃんとしたものをこしらえて、放流はしておられますけれど、やはり本格的な下水道とは違いますんでですね、なぜこの区間を抜かれたのか、実際に理解に苦しむわけですわ。自分の所の事情を言うて、失礼かもわかりませんが、こんなん吉川さん、議員しているから、神南だけ入ったんねん、3丁目だけ。そんで4丁目、5丁目抜けたんねん、言われる方があるんです、実際に。私もはっきり言って、うかうかしてたんで、この時やったら黙ってへんと思っただけねん。なぜこんな入れ方をされたんかね、今更、先ほども小野委員も遠慮して言うてはったけどでんな、いやほんまに、今更なんでやということになるか、分からんねけどね、もっとう、検討して入れはらへんのかなと思う。はっきり申し上げて、これやったら、何もこれ、神南の3丁目入れて

もらわんでもいいわけや、こんなん。私は前から、この処理場の関係でここは早く入れてほしいと、それは今、下水管を入れてもらってるんで、重複なってもったいない話や。せやから、下水道課も言うてきました。こんなもん、神南でやってもうてて、こんなん苦情言うのいかんけども、実際に、入れさせてもうてて、こんなもったいない話あらへん。今でも、そりゃこりゃもう、当初から水道管入ってますんで、これはもう止むを得ないと思うけどでんな、やっぱり水道管どけたりして、下水管入れてもうているわけや。今度また下水管入れたらでんな、それを利用できんねやったら、もう全然いらわんでもいけると言うんやったらいいんやけど、そういう計画できへんのかと、せめて。そしたら、管入れんのでも、やっぱり皆さんに、公共下水道の関係で遅れるからということで、私は理解してもらえる思うんですよ。そういう意見を全然採り入れてくれないわけです。特にこれ、龍田西4丁目とか、5丁目についてはですな、今度この青い線で幹線入れてもらうねからでんな、繋ぐだけやから。わざわざ龍田西3丁目のために、4丁目やら、神南の方は、早いこと、幹線入れてもらうことについては、有り難いことやねけどでんな、私、龍田西から6丁目にかけてでんな、7丁目も一緒やけど、稲葉西にしても、こんなもん、直ぐに入れてもらえるもんやと、皆、理解しゃありまんが、これ。もう、この事業認可区域というんか、245くらいあるわけやけれども、これはもう、絶対に変えられないんでっか。

下水道課  
長

事業認可区域につきましては、基本的には、今現在、取得しております区域の9割方、完了となれば、認可拡大という作業を認められる、これはもちろん県も含めてです、国交省の基本的な考え方を持っておるわけなんです、そうしたことから、概ね7年ぐらいで整備できる区域という形で位置づけしてやっております。そして、これは平成22年、期限設定しておりますけども、その中で20年ぐらいから作業に取り掛かり、21年ぐらいにはあらかた、大きな拡大できるエリアというのが提示できるかなというような考えでおります。そして、基

本的にこの認可区域の決め方につきましてですが、まず、老朽化しております集中浄化槽エリア、人口集中区域、そして基本的に流域下水道の幹線管渠の整備区域ということで、見ていただきましたとおり、服部道、流域下水道の幹線管渠エリア周辺を、まず、囲んでおるということも一つの点でございます。そして、現在、22年までこの認可を進める中で、流域下水道につきましては、岩瀬橋の手前での投入点というの、当初の計画よりも早く完了してくるというようなこともございまして、我々としましても、その区域につきましても、併せて整備を進めていきたいというよな考えでありますので、ご理解いただけますよう、よろしく願いいたします。

吉川委員 決定されたときに、谷口課長なり、今の進めていただいている方が全部ここに居られたかという、そうじゃないと思うんですが、私はこの図面見て、本当に、この前も話したように、何とかできんもんかね。今、確かに、言われることもわからんでもないんですが、実際に、龍田4丁目から、5丁目、6丁目、7丁目や、ここら掛けてはでんな、人口集中しているし、これから新しく、まだまだ伸びていくとこですやん。それがなぜ、できなかったのかね、残念ならんしでんな。もうちょっと考えて、区域決定をでんな、やってもらいたいと思ったんと、特に、あれ何年でしたかな、大和川ルネッサンスというんですか、6,300億投資してでんな、その中ではやっぱり下水道のお金が一番占めてたわけです。せやから、私は工事やってもらえるもんやと、斑鳩町の場合も増額してもらったり、減らされたということはないですわな。これはもう、皆さんの努力かもわかりませんが、大いにあいうのを活用してね、私はやっぱり進めるべきだと思うんですよ。国が6,300億ほど出して、大和川の水質汚濁を解消しようと、それについては下水道の普及が一番やと、はっきり言うているわけです。三代川樋門のあれやってるんで、年に1回研修会もありますし、そこでは何でも言えますんで。わり方聞いてくれるんです。そういう大きい何については私ら発言する場でないんで、大和川の河の中にある木

を切ってくれとか、護岸こないなっただから、整備してほしいとか、言っているわけです。整備してもらうのええねけど、実際にはやっぱり昔みたいに、草生えて何したったら、ある程度ろ過なるわけだな。補強してもうて、あれしてしまると、やっぱり、今、ろ過装置とかいろいろ、川の中へもろ過装置をこしらえてでんな、大きな金掛けてやっていただいています。やっていただいるけども、やっぱり一番何なのは下水道の整備やと思う。これをやらないとでんな、大和川の抜本的な水の浄化にはつながらない。大和川と富雄川と合流点の目安の吉中の南側にでもでんな、私建設省に言うたことある。こんなとこに、こんなえらい金掛けてなんぼも効果ありまんの。富雄川の水をあこに入れてでっせ、そこでろ過してはるわけや。また大和川に流してはるわけや。ある程度の効果はあるかもわからんけどね。私はまず、下水道の整備を、奈良県全体が90%以上になれば、私は大和川の水も、竜田川も富雄川も含めて、もっときれいになるんじゃないかと思います。最近、竜田川の水、見ていただいても、昔よりはえらい、ましになってまんが。これはやっぱり上流で改修もやっておられるけど、改修ばかりやられても、一遍に来ますんで、自然のろ過というんですか、そんなんはほんまにないわけです。せやから、人工的にろ過装置をこしらえたりして、それを据えていっている。その一番根本になるのは下水道やと思う。先ほどの小野委員の言葉借りて申し訳ないけども、今更言うてもどないもできないということで、どうもできない中でも、私は変えられるものなら、何とか変えてほしいなど。幹線入れてもらうねから、大いにこれを利用して、特に斑鳩町については、先ほど朝から説明あったように、有難いことに目標、倍ぐらいになるように、それは皆さんの努力だと思うんですけど、やっぱりみんなで美しくしていこうという、やっぱりお金は係るけども、やっぱり美しくしていこうという気持ちがあるから、私はこれだけ協力していただけるものやと、そう思うわけなんです。最終的には皆さんの努力です。その努力には感謝するけど、先ほども課長の方から答弁いただいたんで、これ以上はもう、申しませんけれども、やっぱりこういう計画につい

ではもうちょっと慎重に考え、委員会でもこんな案あねけどということを出してもらい、やってもらいたいと思いますので、今後、そういう面でひとつ協力、また考え方というんか、考え方だけ、示してください。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時18分 休憩)

(午前11時22分 再開)

委員長 再開いたします。

町長 小野委員も、吉川委員からもありがたい言葉でございますが、我々としても最善の努力をしながら、予算の関係等についても国の12月1日の大会にも、私は今、全国町村下水道推進協議会の会長を仰せつかってますので、国土交通省の下水道部長も小学校の時分まで斑鳩におられましたから、非常に関心を高めていただけてますので、できるだけ我々としては、今ご指摘のように、できるだけ早くできるようにですね、していきたいというのを、小野委員がおっしゃったように、龍田地区の第1地区の自治連合会の臨時総会の時も、特に今関心を示されているのは、我々の地域は何年ですかと、平成21年以降ですかとか、ということが出てくるというのは、本当に関心を持っていただいているということでございますし、そういう事も踏まえながら、今後、先ほど谷口課長が申したように、できるだけ努力をしながら進めていきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、各課報告事項について、（１）議案第６８号、平成１７年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）についての内、当委員会所管に関するものについて理事者の説明を求めます。

観光産業  
課長

議案第６８号、平成１７年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）についてでございますが、都市建設部にかかります人事院勧告等影響における人件費の補正でございますが、私の方からご説明申し上げます。

２４ページをお開きいただきたいと思います。まず初めに、第５款農林水産業費でございますが、第１項農業費、第２目農業総務費であります。４１３万４，０００円の増額補正であります。

次に、２５ページの第６款商工費、第１項商工費、第１目商工総務費について１５５万７，０００円の減額補正であります。

次に、２６ページの第７款土木費、第１項土木管理費、第１目土木総務費について、１，０５８万５，０００円の減額補正であります。

次に、２７ページの第４項都市計画費、第１目都市計画総務費について、６９０万７，０００円の減額補正であります。

以上が都市建設部における人事院勧告等、影響における人件費の補正でございます。

続きまして、観光産業課所管に係りますものについて、ご説明させていただきます。

初めに、１１ページをお開きください。歳入についてでございますが、第２０款諸収入、第４項雑入、第４目雑入であります。これにつきましては、土地改良施設維持管理適正化事業交付金について奈良県土地改良事業団体連合会からの事業割当額の減によりまして５４０万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。２４ページをお開きください。

第５款農林水産業費、第１項農業費、第４目土地改良事業費の工事請



負について、奈良県土地改良事業団体連合会からの事業割当額の減によりまして600万円の減額補正をさせていただくものでございます。

簡単でございますが、観光産業課所管に係ります平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてであります。よろしくお願いたします。

都市整備  
課参事

それでは都市整備課が所管いたします平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。第2表の債務負担行為補正でございます。

JR法隆寺駅自由通路新設工事委託料で、意匠、構造変更等分につきまして、期間が平成17年12月20日から平成19年3月31日、限度額4,568万5,000円の追加をお願いしているものでございます。これにつきましては、担当特別委員会の中でも、ご意見をいただく中で、種々、ご議論をいただき、より斑鳩の玄関口にふさわしい、斑鳩らしいデザインになるようにと変更させていただいたところでございます。自由通路階段部分の入母屋風の勾配屋根などの外観意匠の変更と回廊風の内装へのデザインの変更によりまして、設計内容を手直しをさせていただきましたところ、鉄骨、鋼材数量及び加工費の増加、屋根材のグレードアップや数量の増加など、自由通路本体工事費について4,568万5,000円の増額となりましたことから、債務負担行為の予算を新たに追加をさせていただくものでございます。これに伴いまして、自由通路工事協定変更ということで、本議会に議案第74号におきまして提出をさせていただいているところでございます。また、基本協定の総額、概算の変更もあわせて事務手続きをさせていただいていることを併せてご報告を申し上げます。

また、歳出でございます。27ページをお開きいただきたいと思います。第7款土木費、第4項都市計画費、第2目の公共下水道費についてでございます。先ほど、公共下水道事業特別会計補正予算（第2

号) につきまして説明がありましたように、繰出金で1, 891万1, 000円の減額補正をお願いしているものでございます。

以上都市整備課に係ります補正予算の内容のご説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

小野委員 聞き漏らしたのか、分かりませんが、24ページの土地改良事業費で、守谷池整備工事の減で600万ですかね、工事請負費。これは、あそこの工事はまだ続いていっとると思うんですが、しなくてもいいという判断になったのか、いろんな財政的に、今年度はちょっとあれだったのか、その点どうかな、説明聞いたんかな、分からんけど。

観光産業課長 守谷池の工事の進捗状況を兼ねて申しますと、昨年度から実施施工をさせていただいております。それと、適正化事業に関しましては、通常の補助制度と異なりまして、奈良県の土地改良事業連合会を通じて、全国の土地改良事業連合会へ抛出すると。前もって、適正化事業に加入しなければならない。その中で、最終的に連合会の方から割当がくるものでございまして、それが全体の全国的に割当される中で減になったというものでございます。

小野委員 事業としては、まだまだ継続していくものということで理解してよろしいですね。ただ、課長の説明のとおりで、ちょっと今年度は少なくなったということで解釈したらよろしいですか。ちょっとお願ひします。

観光産業課長 削減に伴いまして、工事の方、継続といたしまして来年度も予定しております。来年度で完了目標を立てておりますので、よろしくご理解の方、お願ひします。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

議案第68号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についての内、当委員会の所管に属するものについて、当委員会として了承することとしてよろしいか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

本件については、当委員会としてこれを了承することといたしました。

委員長 他に、理事者の方から報告しておくことはありませんか。

都市建設 指定管理者制度の中で浅井委員の方から質問いただきました、個人  
部長 ということについて、あくまでも法人でない団体のというような考え方で説明させていただいたということで、あくまでも個人一人が指定管理者制度で適用なるかといったら、それはならないということでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

委員長 以上、これら各課報告事項については、説明を受け了承したということで終わります。

次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思います。

中川委員 国に、道路の整備、管理に要する財源確保に関する意見書を提出していただきたいということで、最終日に議員発議をさせていただきた

いと思いますが、内容の説明は案の朗読をもって、させていただきます。

道路は豊かな生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であると共に、少子高齢化が進展しているなか、21世紀の社会基盤を計画的に充実させるためにも、さらには深刻化する環境問題に対処し、改善を図るためにも、その整備は一層推進することが不可欠である。

斑鳩町は、法隆寺周辺の仏教建造物が世界遺産に登録されており、歴史、文化、自然に配慮した道路整備を推進することとしている。

しかしながら、本町の道路整備の状況は依然として低く、幹線道路の整備として都市計画道路の整備促進を図っているところでありま

す。

このような状況から財源を確保し、事業の推進を図っているなか、受益者負担の考えを基本としている道路特定財源の一般財源化という意見があるなど、道路整備・管理のための安定的な財源の確保が危惧される状況にある。

よって、国におかれては、地方の実情や地域の声を十分把握し、遅れている地方の道路整備を引き続き着実に推進し、適切な道路管理が実現できるよう道路特定財源等による安定した財源を確保するとともに、地方の道路財源をより一層充実強化されるよう強く要望する。

という内容で意見書を提出したいと思いますので、委員各位にはご理解とご賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

委員長      この意見書につきましては、あらかじめ各委員さん方に配布しております。今、中川委員から言われましたように、この意見書について委員皆様方のご意見をここでお伺いしたいと思います。

小野委員      中川委員の、朗読してもらったんですが、建設水道常任委員会の委員全員でね、提出されるのか、そのように纏めていかれるのか、いや、支持者で募っておられるのか、ちょっとそこらについても説明願えま

すか。

委員長 小野委員さん言われましたように、所管の事項でございますし、ここの中の同意を得て、連名ということで、今、言われてるんですけども、どないでしょうか。

吉川委員 私は委員長、今、言われた方法で、もし提出者、中川さんから了解得られるなら、私はそうしてもうた方がいいと思います。

委員長 浅井委員は。

浅井委員 これで結構です。

委員長 そういう形だと、今、言われているんですけども。

小野委員 委員会として、纏めて本会議に提出されるんか、吉川委員も、浅井委員もこの発議に対しては賛同するから発議者になってもええというような意見なんですけど、委員長としてはどのように。

委員長 吉川委員が言われましたように、委員会として連名を連ねてするというので、私としてもその方向性でいたいということで思っておりますので、どうかご協力のほど、よろしく願いいたします。

小野委員 そうしたら、委員会として発議していくという方向で委員長もあれでしたら、私も提出の議員として出しますので。

委員長 この議案については、議会運営委員会にも申し出ておきたいと思っておりますので、ご了承のほど、よろしく願いいたします。

また、その他について、どうぞ。

吉川委員 18年度の予算査定というのか、予算の骨子を作っておられると思うんですが当委員会へ出されてます16年度から20年度に掛けての町道5ヵ年計画路線ありますわな、これに対する予算についてどう思っておられるのか、お聞かせ願いたい。

建設課長 資料として提出させていただいております道路新設改良工事案と書いていますが、当初16年度に出発する前に作ったものでありまして、これにつきまして、16年度から今日まで、それぞれの区間におきまして事業も進捗している路線、また進捗されていない路線があります。これについては、特に用地交渉について難しさもあって、掛かっている路線もあります。ですから、そういった路線につきましても、用地交渉をそれぞれ路線ごとに当たっております、それらについて、今後、計画的に事業を推進していくという形であります。特に、概ね完了する路線につきましては3番の法隆寺北1丁目地内につきましては、今現在、舗装工事をしておりまして、これについてはそれが年内に完了する予定でありますので、事業として完了、引渡しになります。また一方、5番につきましても事業としては16年度に完了しているという路線であります。8番につきましては町道469号線、485号線につきましても改良工事が完了いたしまして、次年度におきましては舗装を掛けていくという形でございます。10番につきましては、町道503号線、神南3丁目、5丁目地域につきましても、今現在、残りの舗装工事を年内に施工をさせておりまして、現地の方は先週で舗装の工事は終わっておりますので、あと少し残工事が残っておるという形でありますので、それにつきましても年内に工事を完了していくというふうに考えております。

他の路線につきましては、まだまだ進捗をみていないところがございます。これにつきましても、地権者との交渉を重ねまして事業化に向けて努力していきたいということもありますし、また、進んでいる路線につきましては、さらにそういった形で事業計画を立てて、各年度の事業を推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願

申し上げます。

吉川委員 今、ざっと計画聞いたわけですが、そしたら437号線ですね、大和川堤防線、これは1,600メートルあるわけですが、計画では16年度から20年度までやりたいと、こういうことで、計画を委員会にもかけ、了承されているところなんです。しかし、現状を見るところ、課長言われたように、地主さんの了解得られないという面もあるかと思いますが、私は今はあの現状を見る限りはですね、目安の入口、米をついておられる所というか、あの手前に1軒、家があるわけですが、あれまでは何とか行けるんじゃないかと思うんですが、18年度については何メートルぐらい計画しておられるのか。それから407についても、あと1、2、4、6、7について、もう財政難やから、縮小すんねといわはんのか、町の基本的な考え方を聞かせてください。

助 役 ご指摘の道路5ヵ年計画の整備でございますが、18年度予算における反映につきましては、今課長が申しあげましたような形で出てき、我々は査定を行っていくということになるという予定をしておるわけでございますが、我々といたしましても、やはりこうした計画につきましてはできるだけ早く完成をしていくという考えには変わらないわけでございます。ただ、その他路線という形の、整備も突発に出てくるということもございます。それらも十分含めながら、査定をしていく。平成18年度の予算を作成していくということでございます。したがって、今、ご指摘のございました路線について全てやるということではなしに、できるだけ財政の許す範囲において、適切な歳入を見た歳出の中で、バランスを取っていくわけでありまして。このように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

吉川委員 そしたら、なんで5ヵ年計画をやり、やっぱり5年以内に出きるだけそこは完成したいと、そりゃ、課長も、助役さんもおっしゃるよう

に、いろいろな難しい問題あると思う。地主さんの了解得られなかったら、できないねからよく分かるんですが、せめて、了解してもらえるところは、全部やれんのかどうか、いや了解してもうても、ここだけしか出来ませんねとか、いわはんのか。

助 役 吉川委員のご指摘のとおり、非常に用地の協力が難しいという箇所があるわけですが、我々といたしましては、まずそれを理解を得て協力していただくことが第一だと思います。ただ、どうしてもという場合につきましては、やはり、そこが歯抜けになったといたしましても、地元の下承を得る中、また、地元の協力を得る中で、やはりやるべきものはやっていかなければならないのと違うかなということをおもっておるわけですが、いずれにいたしましても、この5ヵ年計画というのは5年でやると、吉川委員のご指摘のように、5年でやるというのが本意ですが、いろいろとやっていく中には多くの問題も出てきます。そういう中で、その都度、それをクリアしながら、早急に整備をしていくということでございますので、出来るだけ早くやるように努力をしたいと、このように思います。

吉川委員 437号線は18年度では何メートルぐらい、予算組んでもらえるのか。

建設課長 18年度の予算の中での、例えば吉川委員のご指摘の437号線の距離の関係なんですが、我々としては本来、早く路線としては完成していきたいということがあります。ただ、そういった中で、地権者の協力も一部、まだいただいていない部分がありまして、なかなか苦慮しています。これについては、地元ともそういったお話をさせていただきながら、進めていきたいというふうに思うんです。ただ、今そしたら何メートル進むんやということになるんですが、やはりそれぞれの全体予算もありまして、個々にいいますとなかなか今の時点で、そういったことについては、申し上げるのは難しいものがありますので、



ご理解をいただきたいと思います。ただし、担当としては区間の完成についての努力は精一杯していきたいと思います。

吉川委員

16年度は何メートルでしたか、たくさんやってもらいましてんね。17年度は私はせめて半分くらい、行ってくれはんのかなと思ったら、ほんまにしれた区間しかやってもらえない。これ全体5年でやるということだったら、先ほど申し上げた目安の自治会内入るまでは、私は楽やいうたら申し訳ないけども、話ができるんじゃないかと思う。あつから向こうは大変だと思うんです、実際に。家もあるし。しかし、斑鳩町としては、ああいう47年ですか、みたいな災害来たら困るけどもでんな、ああいう大きな水来たときにね、耐えられるだけの堤防も造っていかないかんわけです。初めは私も勘違いしててでんな、スーパー堤防、毎年20億ほど掛けてやっているわけですわ。亀の瀬の地滑りと同じくらいの費用を掛けているわけです、建設省。今は国土交通省ですけど。その中である程度やってもらえる。たまたま、隣の河合町の方から、私うまいこと、それ使ってやってなと思って、調べてもらったら、河合町でやられて。河合町の都市計画道路でやられた。こういう事なんです。今度、向こうはやっぱりがっちりしているわけです。大きな水来たら、弱いとこきまんねん。そういう事あったら困るけども、やっぱり出来るだけ早い機会に、そういうことのないように、私はやっていくべきだと思う。それがために、仮に借金が増えても、住民の方は説明したら了解してもらえと思う。三代川もしかりでんが。同じ事ばかり言うて申し訳ないけども、11年間も何も進んでない。だから、今度1億あるやつは必ず使ってくださいよと。蛇が蛙飲んだような格好に仮になったとしても、私はやっていかなあかんと思う。これ1億、県予算付けてくれてはるやつ、17年度つかわへんだら、そしたら来年、今の1億足して、今年も1億やねと、2億やってくれるかといったら分かりませんが。この間、8日の日に、まだ私資料もうてませんので、何も言えませんが、はっきりさすという返事をいただいているので、私はそれを期待しているわけなん

ですが、それは新御幸橋の件も含めてです。やっぱり富雄川も、この間、たまたま新御幸橋のこっち側、斑鳩寄りから吉中のうえ、ずっと通って行ったら、斑鳩寄りの堤防のところ、五百井地でんな、きちっとしてくれはった。それから川はあこで4メートルですか、下げてくれはった。皆さんも思い出してもうたら分かると思う。47年のあの時に見に行ったら、びっくりするような状態でした。たまたま有り難い事に、決壊せえへんだからよかったものの、あれ決壊しててみなはれ、そなんちよっとそこらの金使てんのと違いまっせ。えらい被害でっせ。そういう肝心なところを、私は金は掛かっても、やっぱり人命、財産を守るといつも言うてはんねから、やってもらわんとあかんと思う。そりゃ大変や。先ほどから言うけど、助役さんも、課長も答弁しているようにでんな。そりゃ皆さん、権利ある何持っておられる、その方を口説くというのか、了解してもらわんとでんな、出来やいんことはよう分かりまんねんけど、そない言うてこんだけ長いこと放っておいたらね、もしやのことあったら、大変ですよこれ。今は有り難い事に斑鳩町、割りかたまだ水害もあれも無いですけどね。木田さんが堤防上げてくれいわはんの、無理ない話や。せやけど、私は富雄川、今度、JRのあれも向こうへやって、今、テトラポットというんですか、何してやってくれてるから、私はあこで4メートル下がったらでんな、そなん、何も堤防上げんでも、結構飲んでいくと思う。そういう事を6つの井堰があるんで、これも解決も大変だと思うんです。全然、放っているんじゃないと思うんですけれども、やっぱりいつも言うように、難しい問題ほど、力をそこへ注いでやっていかんとね、もしやの事あったら、大変ですよ、斑鳩町。今はご承知のように昔と違いまんねん。昔やったら、ほんま、大和川の水、増えていくのみたいな、なかなかでした。今は増えんの早い代わりに、また減るのも早いですわ。それから、ごみ。ごみでも昔のごみと違って、木やら何と違って、ナイロン掛かってきてね。ナイロン、今、二ヶ月に1回、拾うことにしてまんねんけど、取るのも取りにくいでんねや。せやから、今郡山土木に課長通じて頼んで、チェーンソー貸してもらってでんな、

切って外していこうということ、18日までやりまんねん。せやから、お互いにみんな、そうしてやっていかんとでんな、しかし、抜本的なことは町がやってもらわな、私らどないも出来ませんが。有り難いことに、5ヵ年計画で何とかやりたいという計画をもっていたんでねから、やっぱりそういう危険な箇所から出来たら優先的に、私は助役さんおっしゃるように、私も先ほど申し上げたと思うんです。財政難の中やけども、私は勇気絞ってでんな、やってもらわないとでんな、特に斑鳩町は、誰でも認めるところや、基盤整備遅れてまんねや。そんなん、中には金掛けな、法隆寺の駅でもあんじょうせい、あんじょうせい、言うてて、金掛けたら反対やいう人あるわけや。また委員さんが、もっとうこういう風にお寺にマッチした通路こしらえないかんといいことを受けて、理事者もそれに対応してもらっている。やっぱりこうして挙げてもうた以上は、これでも一緒や。こっちから言わんな、そっちから言うてくれへん。来年はこういう事情でこれしか出来ませんねとか、いうことを私委員会に、皆さんに、委員の皆さんに説明すべきだと思う。それはそれで、理解してもらえるか、理解してもらえないか、それは分かりませんわ。ある面では理解してもらえ、ある面では、ひょっとしたら、反発食らうやわからへん。しかし、それをやっていかないと、先ほどの下水道の話やないけど、なんぼ言うててもあかへん。18年度でね、どこに一番力点を、力を注いでいかはんのか、時間長なるけども、藤ノ木古墳の問題でもそうでっしょん。保健センターはしかり。口ではなんや言うてはっても、やっぱり造ってほしい思っはるわけや。だから私はいつも、いかるがホールでも使たってくれ、使たってくれと言うているわけや。やっぱり、みんな造ったら利用してもらわんないかんわけや。使てもらわんないかんわけや。ちょっとでも余計に使ってもらって、やっぱり入ってくるようにせんなん、造りばなしやったら、たまりませんが。大きな災害きたときに斑鳩町の道みてでっせ、早急に避難場所へいけまっか。いけませんやないか。もう一遍、18年度の5ヵ年計画に対しての決意というんか、考え方を述べてください。

助 役 吉川委員からいろいろとご指摘いただきました。やはり大和川においても以前と現状の流量が相当違うということから、堤防の補強は当然必要だと思います。そういう意味から見ても、現在の437号線、大和川堤防の強度を高めるという工事を含んでおるわけでございます。そういう事を含めて、出来るだけ延長を長くした形で予算査定をしまいたいと、このように思っております。いろいろ、委員会において、ご指摘いただきました西里、藤ノ木の歴道についても、8日の日、所有者のところをお願いをしております。非常に難しい面もございましたが、随時できるように努力をするということで考えておる訳でございますので、今、吉川委員のおっしゃったように、できるだけ我々としては、5ヶ年計画のなかで、多く路線が延長できるような対応に努力をしまいたいと、このように考えておるわけでございますので、どうぞ、ご理解願いたいと思います。

吉川委員 今、助役さんから言われましたんで、もうこれ以上言いませんけれども、是非とも、私は今、遅れておる基盤整備も含めまして、こうして計画していただいているんだから、できるだけ、ひとつ、努力も限度があるかもわかりませんが、また、自治会の方、また、地権者の方をお願いをして、解決して工事が進むように、最善の努力をしていただきたいと思います。終わります。

委員長 他にございませんでしょうか。

小野委員 昼回ったら、体調を悪するからね、何言い出すかわからへんけどね、今の吉川委員の関連してね、私もね、前回の時に言うてるんですね。この中にある6番ですね。担当課長にもね、地元の自治会長からのね、いろいろ話もあったと思うんです。どこまで、助役さん、今の答弁してはる中で、その地主さんの了解、それとか用地の協力をせんなんとか、歯抜け状態になってもやるというような、それとこの路線につい

てはね、16年度からじゃないんですよ。もう、十何年前から。そのたびにずっとこれ、きとったんです。着工できるチャンスは何回かあったんです。みんな、見過ごされているんです。いろんな理由つけられてね。先ほどの助役さんの答弁の中にも、その他路線で話がついたところへ、予算回している時もありますのでということで、それは私も理解できます。今、吉川委員がおっしゃったように、予算をないからできないのか、予算はいつも上げておられると思うんです。計画やかからね。それでこの路線については、最後のチャンスやと思うんですよ。私はきついこと担当にも言うてますよ。これ今、どうしてもやらへんねやったらね、やらへんねやったら、トップの責任やと。トップがやらへんね言うてるというように地元で話すと。それまで言うてますねん。それで前回の委員会で、ある程度のこと話して。それ以前からのことですから。今どうなんですかね。今年度中に着工せな、出来ないですよ。担当はどないしてるんですか。

建設課長　　ご指摘の6番の路線なんですけど、この路線につきまして、地権者の方、複数名おられて、そえぞれほとんどの方にはお話に行きました。もう一人の方がおられるんですが、この方は相続として、相当人数もおられて、なかなか・・・（「もうちょっと時間がないから、もうええわ。」との声）

小野委員　　いつ行って、いつ行ったか、いつどういう話を持って行ったか、前向きにいつ行ったかと。そんなん、今まで何回か一人ずつ当たってもうてんの分かってますやん。だけどこの前に、あることがあって、多分反対されるの違うかなということで聞いてただけの人、その人は、なんではよせえへんね、言うてはるから行かんないかんぞとと言うてるし、そんなんね、課長ね、一人ずつ行ってるんじゃないかと、やるということで説明になぜ行かないんやと、計画もっていかないんや。そんな時期、ちゃうやろ、これ。これ、いつからやってたんや。だから、言っとるんや。だから、なぜそういう具合にして、一人ずつに、どう

ですか、こうですかって、聞きに行く段階やないやろと言うてるんや、自治会長それで言うて来てるんやろ。そこら、何を図ってるんやという事ですよ。その事についてだけね、行った、行かないじゃなくて、その内容じゃなくて、するんやという気持ちをね、きちっと言うてくださいよ。でなかったらそんな答弁もうてもしゃあない。

建設課長 私が行ったというのは、11月にかけてお邪魔しました。この中で地権者の方については、本来、1名の方はしてほしいということのご意見もいただいています。他の方については何とか、この事業については町としても、道路5ヶ年計画という位置付けから、何とか事業に協力をお願いして、していただきたいという話をしております。再三、その方にもお話した経緯もありますが、なかなか事業として理解してもらえないという部分があります。ですから、本来、理解していただくように努力も必要なんですけど、我々も努力をしておるんですけど、なかなかそういった形で、まだ2名の方については理解が得られないというのが実態なんですけど。この方についても、何とか、以前から事業化もあるし、また地域の状況、いろいろお話もさせていただきました。そういった中で、なかなかまだそういった事について、拡幅計画については理解をいただけてないというのが実態です。ですけども、今後とも引続き努力をしていきたい・・・（「もうええ。」との声）

小野委員 今後も、今後も、言うの違うやろ。課長が行ったその人が、ころころ変わらんのかどうか知らんで。けどどね、地元でね、自治会長らとの話で、みんなやってた、みんな一人ずつがね、やってくれと町が来ない、町が説明にこないとか、町が全然やろうとしてないとなってるんや。この道なんか、いつのことやの。そんなんでね、またね、年度越すのやったら、そんなもん、こんなもん、計画出す必要あらへんやないか。いつ出したんやこれ。しっかり、もうこうしてやりますよとやったら、みんな協力しはんねや。こうしましょか、ああしましょか、とか、そんな話してるからや。全然、前向きやない。

助 役      ご指摘いただいた6番の路線でございますけども、先般の委員会で小野委員から、沿道並びに自治会がせよということで、その方針を持っておられると、こういうことを聞いたわけでございます、担当課長にそういうふうな事をおっしゃっておるならばできるじゃないかと、早くしなさいということで指示はしております。ただいま、課長も言いましたような形で、いろいろ問題あるものの、やはり今、小野委員がきついご指摘を得る中では、出来るところからやっていくというのが当然だと思います。そういう事で今後担当課に指示をしてまいりたいと、このように思います。ただ、上の方の責任と、誠に申し訳ないわけでございますが、私もこの地域に入りまして、お願いをするということにしたいと、このように思っています。

小野委員      あのね、あそこの、これに関連してのね、今、道路の整理をやっとなるんですね。その説明会というのも、何年前かね、やってもらったんですよ、地元で、自治会で集まってもらって。その時に1件の方がね、ここにも、この道も広げてくださいとその人言うてたんです。ほしたら、その、その人が今のその整備のとも関係するし、ここもあるから、課長ね、私もその時、一緒にいてたんですよ。計画ないと言うたんですよ。何を言うとするんやと言いに行っただんですよ。そんなもん、計画。だけどね、ね、それはもう課長の恥やから、私は言わんつもりでずっと来てたんですよ。あとで、計画あったやろと言うたら、ありましたと。その地権者にとってみたら、小野さんにも言うてて、計画あると聞いたけど、なんで課長がその時言うてないんやと、不振ですね。課長、そうやったやろ。あんた、その時、この、あの、去年も計画あったやろと言うてたのに、そっちを広げていくのありませんので、どうのこうの。皆さんが、地元が集まってはるときに、そんな説明するんですよ、一緒に関連してやったらいいことを。だから、そんなね、ミスがあんの、これ今まで黙ってましてんで。それに、未だにそんな答弁されてたらね、たまったもんやないですよ。直ぐにで

もかかってくさいよ。こんなもん、かかれへん、かかれへん、何を言うてるんや。かかる気ないだけのことやんか。これはこれですよ。それとね、昨日ね、先ほどから話あった、第1地区の自治連合会のね、時にも、先ほどちょっと名前出してしまったけど、3-3の自治会長からね、あそこのも一旦町道のこれが上がってきたことがあるんです。頓挫してますねん。それは法隆寺線が出来てきた時のアクセスに関連して、いろいろ一回これ、計画から消えたんです。消えます。その町道。町道整備ちゅうのか、道路整備が。それを復活せいでとか、そんなんじゃないんですが、昨日聞かせてもらったのは、2点あるんですね。その方から。あの地域に、今まあ、ミニ開発できてましたので、これは水道の方になるとおもうんやね。消火栓。75しか入ってないということやね。無理なこともあるんやと思うけど、その消火栓のことで、これは総務に関係するんやけど、補助金制度としておられると思いますけど、根本的にね、あれ、100以上なかったら消火栓できないんかな。250。（「75」との声。）75でもできるの。ちょっと、その中身知らないんやけどね、その方は75しか、自分とかが家建てるときに、多分、引かれたんで、帰属さしてる分だと思ってるんですが、水圧がちょっと弱いので無理だという話も水道の方からも聞かさせてもうてるか、なんか、そういう形と。あれは補助金、補助金出しておられると思う、自治会に対して。それらで、あの消火栓が設置できないんだと、その点について、何かいろいろ相談もあったと思うんですが、3の3の地域の、法隆寺線が今、計画されて、施工されるようになってるんやね。あこの人も話も付いてるんやと思うけど、その地域についての水道の整備の仕方とかね、それから消火栓のことで何か相談あったのかなと思うけど、どういふことですか。

上水道課 今質問ありましたように、今のところ私も聞いておりませんので、職員も多分聞いてないと思います。聞いていたら私の方に報告あると思います。今現在では委員さんがおっしゃることしか、把握しておりません。よろしくお願ひします。



上下水道  
部長      ご相談ありましたら、小野委員言われてましたように、総務課の方の補助金もございますので、それと一対で相談申し上げておりますので、どの自治会からも相談ございましたら、常に対応させていただいておりますので、もしあれでしたら、こちらの方から自治会長さんにご連絡させていただきます。

小野委員      その時もね、結局、自治会長の中でね、水道のことは水道へ行くとか、いろいろ地元の要望を受けてね、自治会長、動こうとしても、建設課行くとか、いろいろせんなんということで、それは違いますやろとか、一応、総務の方でね、自治会のことですから、一括して要望を受けていると思いますので、そこで行ってもらったらということで、話してたんですけどね、総務部長も来てもらってますねけど、そういう体制でね、自治会の要望というのは一旦全部、総務の方で受けてもらって、担当へ回していただいていると思うんですが、そのことはきちっと自治会長らにも認識してもらってるんですかね。そこらどうなんですかね。

総務部長      自治会のご相談、いろいろな事については総務課が窓口になって、いろいろ相談に応じていきながら、またその関係する課へも紹介しながら、進めておるということでございますので、そうしたことで今後もしやってみたいと考えております。

小野委員      これはまあ、自治会長、自治会での話ではないと思うんで、自治会長のお家が丁度今度の計画されている法隆寺線に隣接してくるようになってくるかなと思うんですが、用地の話もできてきて、着工されていくんだと思うんですが、あの場所で。現在、都市下水路なんかの床板を使って入っておられるらしいんですが、いろいろな計画の中で、それを改良せんなんこともあるように伺ってるんですが、ちょうど都市整備課長もおられますが、そのことについて、課長の名前も出てた

ので、えらい悪いんですが、そういう相談を受けておられるのかどうか、まだその段階でもないのかも分かりませんが、ちょっと、状況を教えてもらえたらと思うんですが。

都市整備課長 今、委員の方からお話ございました、自治会長、シンジョウ自治会長でございますが、自宅が法隆寺線の道路計画に面すると。底地の関係等もあるわけなんです、法隆寺線の計画高さも現道より若干上がるようなことがございまして、今委員、お話されました都市下水路の床板及びそれを利用しておられます入り口、前面の状況につきましては図面等々を作成いたしまして、協議をさせていただいています。

小野委員 できるだけ、そのね、現存するお家とかね、そこらに不便が掛からないようにね、やっぱり計画道路ですから、それだけのいろんな規制もあると思うんですが、何かイメージ的にちょっと難しいようなことも感じておられるみたいなんです。高さ的なこともあるんやと思いますけど。僕も、その詳しいこと、わかりませんねけど。できるだけ隣接する方たちの要望もね、組み入れてもらいたいなと、それだけはお願したいなと思います。

上下水道部長からね、総務の方から通じて、自治会の要望もあれでしたら、ということですが、できたら今名前が出てて申し訳ない。こんな委員会と言うのもおかしいのかなと思うけど、3の3の地域の消火栓、水道管で、あの方もそういう事も割と詳しい方のように感じましたので、私も75やったら無理なんかなということもあったし、どこでどう、聞かれているのか知りませんが、やはり水圧の関係で無理だと言われたというようなことも、ちらっと聞いてますので、水田課長はそれはないということです。いろんな形で情報集めておられるのかなと思いますので、出来ましたら、その道路にどういう管が入ってて、可能なのかなのかということも検討して、こちらからもちょうと出来たら、声を掛けていただきたいなと思います。

道路に関してはどうなんですか。実は、傍聴議員さんお待ちみたい

ですので、先日の一般質問で松田議員の質問だけで終わった件でね。どのような答弁になんのか。私もその後、このことに関してのいろいろな話を持ってこられる方と、偶然お話をすることができましたので、ちょっとまだ理解できないので、どういうことで、ああいう形になっていくのかね、掻い摘んで説明していただきたいなと思います。

都市建設  
部長

松田議員の一般質問の中身なんですけれども、門前整備をさせていただいた、一応、街路整備もしてきたわけですが、歩道の延長には横断歩道がございますが、参道といわれる松並木をでたところには横断歩道がないと。その松並木を通過して、参道といわれている前から横断歩道があつてしかるべきでないかというのが1点。もう1点、松並木の両サイドにオカメザサで植栽をしている部分がありますが、そこで西側は一時停車帯として舗装をして車が止められるような状態にしました。東側についてはポケットパーク的にベンチを置いて、座って休憩してもらえるような対応をしております。そうした中で、法隆寺の門前で松並木の両サイドにそういうものをするのはどうかと、工事にあつても松の根等、支障が来したのと違うかと、こういうご指摘だつたと思います。その辺について、町にもボランティアをしている者だけでも、ということでお越しになりました。3回ぐらい来られます。そして県にも2回程度行っておられるということで聞いております。そうした中で、町も県も、その来られた方に対して、横断歩道については両サイドに歩道を付けてますので、真ん中の参道部分には、どうしても公安委員会の方で難しいという状況の説明をさせてもらっています。横断歩道については、歩行者に対して、そこを横断しなさいということで、当然、指定するわけですから、より安全を確保するという場所でなければ困る状況になるわけですが、当該、門前の部分については車道が松並木の両サイドにあつて、ちょうど、横断歩道を要望されている場所については、三町からくる車、そして西里からくる車、東側の県道を来る車、西側の県道をくる車、これらがそこで非常に輻輳して、どちらに曲がるのか、わからないというような状況に

なって、真ん中に付けるのはとても危険な状態で、公安委員会としても付けられないということになっておりまして、それをボランティアの方に説明をさせていただいたところがございます。当然これ、参道と言われているわけですから、法隆寺の方にもその旨説明いたしております。当初、やはり歩行者動線ということで、そこに横断歩道があるべきかなというようなこともあってですね、県とか、町なりは警察に対して、ここに横断歩道をつけられないかという協議はしてまりました。しかし、警察の方では無理だという結果になっているわけです。そして、一時的な停車帯なんですけど、門前整備をするにあたって、南大門前で一時停車する車も相当見られた状況があります。そうした中で、整備を完了いたしますと、止めるスペースが全くないというような状況になってまいりまして、県と、町にも打診がございました。そうした中で、そういう場所を設置をしていこうとするば、どの場所が一番最適なのかということで、いろいろ県の方で検討を願いました。そうした中で、業平道、松並木を横断していますので、その横断している場所で設置することで、そこでもし停車をして人が降りられて、また乗られるということになっても、その業平道から参道に入っただいて、北向いて、また南向いて行っていただけるということで、そこしかないだろうということで設置をさせていただきました。そのことについてもボランティアの方に対して、メインは横断歩道の話でございましたが、停車帯についても、県の方も、町も繰り返し説明もさせていただいたという状況であります。

小野委員 先日的一般質問の後で、ボランティアの方に聞かせていただいたので、いろいろ、まだ状況をしっかり掴んでなくて、申し訳ないですが、今の部長の答弁を聞かせていただいたら、何かちょっと、この新聞の投書云々のことから、ちょっと崩れたような感じが思われるんです。この方はあくまでも、素朴に、真っ直ぐ参道をガイドしてきたときに両サイドへ渡らなくてはいけないという、観光客の中での、何で真っ直ぐないんやろうとか、そういう素朴な疑問からの投書だと、私は

思っとなるんです。それについて、いろいろ町へも話されて、今部長答弁していただいたとおりだと思うんですが、その中で県にもいろいろ聞いておられるみたいで、また県警本部長にも会っておられるんか、なんか、連絡があったようなことも聞いておるんです。ただ単に、素朴な疑問、真っ直ぐ参道を歩くという、この参道については町道ということで認定されているように思うんですが、東西が、U字形というたらいいんですか、この間が県道ということですね。だからそれを、東西で西里とか、五丁の方へ行くのが、町道がここで県道で分断されているというような認識のもとでの話していったら、よけ拗れてくると思う。公安委員会が、なぜ3本もあつたら危ないとか、そういう意味をしっかりと、いろいろ町の担当としても考えてもらって、やはりだめですというように、こういう理由でということ、公安委員会がなぜこうですから、だめですとか、車が回ってくるのが危険ですからとか、いろんな話されてたんですよ。その中で、整理できないなという感じで、今日、もう一度質問させていただいているんですが、町としてもいろいろな事を考えているんだしたら、そのことについても説明してやってほしいと、再度ね。それから、この投稿された中では、タクシーの溜まり場として、造っておられるというように、今の部長の説明でしたら、もう誤解ですわ、完全なね。というのは、いろんな状況でタクシーが南大門の前で、今まで待ってたということで、行くところなくなってきたから、これをまた急遽、造っているんやというような、この方の認識の上で、こういうことを書かれたんだと思いますけど、今の部長のあれでしたら、それはただ、観光バスが乗客を降ろすためのスペースが必要やからということですからね。そういう事を、またもう一度、話してもらった方がいいように思うんですが、こちらからどうのこうのという事は、もうしなくてもいいんですか、もし何でしたら、もう一度説明をしてもらえますねよということで、私も連絡してもいいと思うんですが、その点どうなんですか。

町 長

これは9月県議会で梶川議員が質問されてまして、県警本部長が答

弁されてます。議事録があれば議事録を取り寄せてしますが、そこで、県警本部長は、交互から車が来るから交通事故につながるということで、これは非常に無理だと、困難だということを答弁されていると思います。そういう事も受けて、松田議員が質問されたと思いますが、いずれにしても、先ほど藤本部長が申したように、町にも、あるいは県へも行かれていますし、参道の関係等については、県がどういう関係でされたのか、我々も相談あれば、あんな事をせんと、自然のままにおいてもらったら、一番よかったです。なぜああいう事をして中途半端に終わっているのかなという感じで、我々としてもあの関係については、全くご相談なかったものですから、ああいうことを自然のままにしていたら、何も問題ないわけですから、あのことによって、周辺の方々も不満等が出てまいりまして、この歩道の関係をフラットにしたということもございますし、そういう事を踏まえて、もうしてしまっただから、後、県は取り返しつかないから、また石を置いてですね、一応は、正面を向いて右側の方は簡単にされてますけど、こっちは切り込んで、ああいう状態で車が入っても、今度、仮に人が降りて、道路を横断することもございませぬから、ああいう事をなぜしたのかなと感じも、私の方ではしておりますから、横断歩道の関係については県警本部長が、一応、答弁をされております。そういう点について、議事録等がございましたら、取り寄せて参照したいと思います。

小野委員　　今、町長から答弁いただいたこと、部長から先日聞かせていただけてます。本人からは県警本部長は、もうちょっと前向きに検討すると言ってもらってるんですが、と言うてはったか、私としては、議会人として、理事者側が検討するというのは、あまりこんな言うたら悪いけど、この方は住民ですから、県警本部長が検討するというてくれているのに何でやろうというような感じもしておられるし、そこら議員として、検討するというのはあきませんでという言葉、そこまで言えなかったのが、先日何も言うてなかったんやけど。県警本部長はそういう、直接かどうか知らないんですが、本人さんには検討しますと

いうて動いてくれてなのに、なぜ県なり、町なりが公安にもそういう話をもうちよつと、だめやと聞いているけど、もうちよつと突っ込んでやってくれないんやろか、そういう事も言っておられたのでね、そこらをちよつと、1回説明させていただいた方が、いろいろ、誤解の上で、これからいったらね、せつかくボランティアでね、こうしてしていただいている方に対して、気持ちよう斑鳩をしてもらいたいし、斑鳩の行政を預かっている者にとってみたら、なんやこんな事を言われるのかということも、そりゃ、思わんでもないしね、そこら、もうちよつとじっくり話し合ってもらって、9月からですか、いろいろあったのね。それ以前にもなんかちよつとあったように聞いているんですが、ボランティアさんとの関係は、うちの議会ともちよつとあったように聞いているんですが、ちよつと私記憶ないので。有料のガイドさんでもないし、ボランティアで自主的にやっていた、斑鳩の住民ですから、そういう誤解の上でされたら、町長も、議会もつまらるので、もう一度きちつと説明していただきたいなど、そのように思いますので、よろしく願いしておきます。よろしいですか、部長。そういう事はやってもらえますか。

町 長

今、小野委員のように、私はいつも、よく、社会新報でも見てるんですが、質問されるのは結構なんです。答弁は、ある程度、本部長でも前向きにということもおっしゃったらですね、もうやってもらえるということで、前の三代川の時でも、森土木部長がそういう話をされたら、もうビラを撒いているんですね。そんな事を、我々が仮にされたら、現場ではできないという事を申し上げているわけですから、その事をご理解いただかんと、答弁もらったら、前向きに検討するといったら、もうできますということになってしまったら、私はなかなかそう簡単にはできないと思います。そこらを、県警本部長もできるだけのを答弁しようと思って、纏めてこられたという中で、もう少し判断をしていただかないと、恐らく梶川県議はヨシノさんにこうこうで、県警本部長からこういう答弁をいただいたから、前向きに検討す

るといってますよと、いうことの話だけで、後の詰めは私はないと思います。そういうことだけを、間違ってしまったら、本人も、今、小野委員がご指摘のように、一生懸命取り組んではると、ボランティアやって、無一文でやっているのに、これだけやっているのに町は、あるいは県はやってくれんのかという気持ちになりますからね、そういう気持ちを正してはいきたいと思いますけど、ある程度そういう点については、ご理解いただくことに、我々努力をしていきたいと思っております。

小野委員　このことも踏まえて、先ほどの町道のことも、検討してもらっているんやろうという返事を、私もするタイミングがありますので、是非とも、いろいろ、実行できるか、できないか、はっきりとした返事をしてもらって、住民に、私らも話していこうと思いますけど。この件につきまして、もし、説明されるときあるんでしたら、私も一緒に、この前にちょっと聞いただけですし、話させてもらったら、一人は自治会の人ですし、またこの方は懇意にしている方のご主人やということも分かりましたし、中へ入るといいますか、説明をするときに同席させていただけたらと思いますので、部長またよろしくお願いします。

委員長　他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長　その他についても、これをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )



委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

委員長 以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。  
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。  
ごくろうさまでした。 (午後0時38分 閉会)